

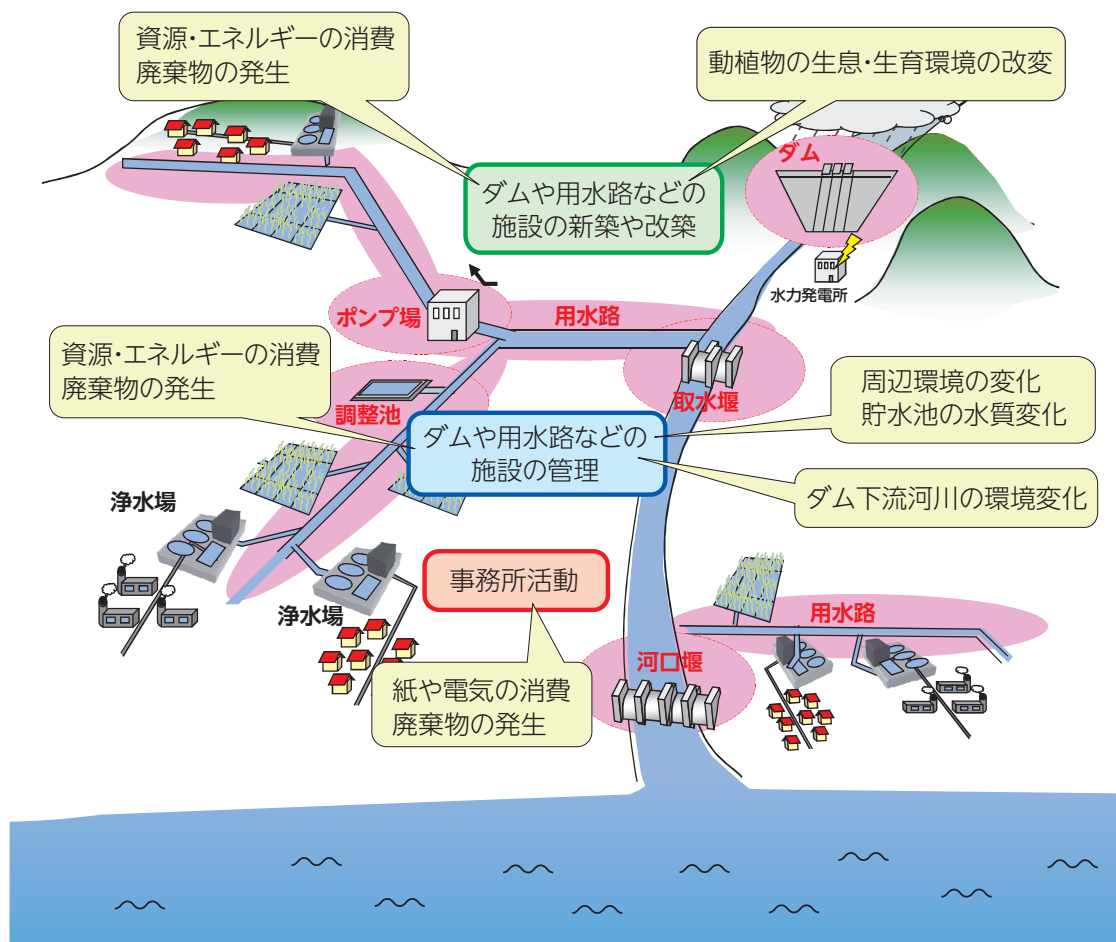
1 事業と環境の関わり

水資源機構の事業実施にあたっては、環境に対して下の図のような影響を与えます。

例えば、ダムや用水路などの施設の新築や改築には、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。

また、ダムや用水路などの施設の管理には、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川の水質変化などが伴います。さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。

そのため、機構では、業務を運営するにあたって14、15ページに示す環境方針を策定しています。



○ : 水資源機構の事業実施範囲

I 事業の概要

II 環境保全の方針

III 環境保全の取組の体制

IV 環境保全の取組

V より良い環境報告書を目指して



国連広報センター HPより

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

水資源機構は環境保全の取組を通じてSDGsの達成に貢献していきます。

2 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献



トピックス

水資源機構として初めてSDGs債を発行 ～国内初 気候変動適応を目的としたサステナビリティボンド (SDGs債)～

近年、気候変動による渇水・洪水や施設の老朽化などのリスクが顕在化しています。水資源機構では、水資源債券の発行により調達した資金を活用して、ダム・用水路等の新築や改築を行ってきました。

令和元年11月、大規模な自然災害や危機的な渇水など水資源機構を巡るリスクが顕在化するなか、政策上の重要性は極めて高いとの評価から水資源債券の信用格付は国債と同格となるAA+を取得しました。

更に魅力的な水資源債券に向けて、債券市場で注目されているSDGs債化を目指しました。

令和2年9月、水資源機構が実施している事業活動「安全で良質な水の安定した供給」、「洪水被害の防止・軽減」等が、SDGs債発行のガイドライン「環境改善効果がある」「社会的課題の解決に資する」に適合していることを第三者認証機関より認証取得し、同年12月、水資源債券はSDGs債として発行しました。

水資源債券のSDGs債化により、ESG投資^(※2)に関心のある投資家層の拡充が図られ、機構の環境保全の取組を機構事業関係者以外にも広く周知することができました。

水資源機構では、調達した資金を活用し、気候変動による渇水の頻発化や豪雨の激甚化等の課題を解決するために、治水・利水事業を通じた社会貢献活動を進めて参ります。

※1 サステナビリティボンドとは、調達資金の用途が「環境改善効果がある（グリーン性）」「社会的課題の解決に資する（ソーシャル性）」の双方の性質を有する債券

※2 ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の3分野での企業の取組を評価し、投資先を見極める手法

3 環境方針・環境行動計画

水資源機構では、業務を運営するにあたって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を環境方針として策定しています。

また、機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の一層の低減を、実効的・総合的に推進するため、環境行動計画として5つの基本方針に基づき19項目の取組事項を定めています。

これらは水資源機構中期計画、温室効果ガスの排出抑制等の計画において、推進していくべき環境保全に関する取組事項を踏まえて定めたものです。

<p>〔基本方針〕</p> <p>5つの方針</p>	<p>〔環境行動計画〕</p> <p>19の取組事項</p>	<p>掲載頁</p>	<p>関連するSDGs</p>
<p>1. 環境保全に配慮した取組の推進</p> <p>事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。</p>	<p>1-1 自然環境の保全</p> <p>① 自然環境調査・環境影響予測の実施、環境保全対策の実施 ② 環境巡視・環境保全協議会の実施 ③ ダム下流等の河川環境の改善</p> <p>1-2 水質の保全</p> <p>④ 水面巡視、水質調査等による日常的な水質情報の把握 ⑤ 水質保全対策設備の運用技術向上</p>	<p>P20～27</p>	 
<p>2. 環境負荷低減の取組の推進</p> <p>建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、既存施設のより一層の効用を発揮するため、再生可能エネルギー及びバイオマスの有効活用を進めます。</p>	<p>2-1 循環型社会形成に向けた取組</p> <p>⑥ 再生可能エネルギーの有効活用 ⑦ 電気使用量、燃料使用量の抑制 ⑧ オフィス活動における紙使用量、廃棄物排出量の抑制 ⑨ 流木・刈草等のバイオマスの有効活用 ⑩ 建設副産物リサイクルの推進 ⑪ 環境物品等の調達、環境配慮契約法に基づく契約の推進</p>	<p>P42～52</p>	   

【基本理念】

私たちが水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。



I 事業の概要

II 環境保全の方針

III 環境保全の取組の体制

IV 環境保全の取組

V より良い環境報告書を目指して

<p>5. 環境関連法令等の順守</p> <p>環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。</p>	<p>4. 社会とのコミュニケーション</p> <p>環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。</p>	<p>3. 環境保全意識の向上</p> <p>環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。</p>		
<p>5-1 環境関連法令等の順守</p> <p>① 環境関連法令等の順守</p>	<p>4-3 環境保全活動と地域交流への取組</p> <p>① 地域での環境保全活動への参加 ② 流域内の森林保全への協力 ③ 水系全体の水質改善に向けた関係機関との連携等</p>	<p>4-1 環境に関する情報の発信</p> <p>① 広報誌、ホームページ、イベント等での環境情報発信</p> <p>4-2 地域に密着した施設・水辺空間</p> <p>② 景観に配慮した施設整備</p>	<p>3-1 環境学習会の実施</p> <p>③ 環境学習会の実施</p> <p>3-2 環境に関する研修の実施</p> <p>④ 環境に関する研修の実施</p>	
<p>—</p>	<p>P61</p>	<p>P58～59</p>	<p>P56～57</p>	<p>P53～55</p>